

中型まき網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、中型まき網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、4隻とする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上15トン未満とし、許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、大島近海漁場（大島町、利島村、新島村、神津島村の地先海面（銭州を含む））とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は、大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林水産省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が大島支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が大島支庁管内にある者であること）。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年4月25日から同年5月24日までとする。